

京都市会事務局職員の兼職に関する規程を公布する。

令和4年3月31日

京都市会議長 田中 明秀

京都市会規程第2号

京都市会事務局職員の兼職に関する規程

(総務課に属する職員に係る兼職及び事務)

第1条 総務課に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、議事課及び調査課の職員に兼職されたものとみなす。

2 前項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、次に掲げる事務に従事させる。

- (1) 本会議に関すること。
- (2) 常任委員会及び特別委員会に関すること。
- (3) 議員提出議案に関すること。
- (4) 議会の広報及び広聴に関すること。

(議事課に属する職員に係る兼職及び事務)

第2条 議事課に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、調査課の職員に兼職されたものとみなす。

2 前項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、議会の広報及び広聴に関する事務に従事させる。

(調査課に属する職員に係る兼職及び事務)

第3条 調査課に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、議事課の職員に兼職されたものとみなす。

2 前項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、次に掲げる事務に従事させる。

- (1) 本会議に関すること。
- (2) 常任委員会及び特別委員会に関すること。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(市会事務局総務課)